



平成30年3月13日

各 位

会社名 高田機工株式会社
代表者名 取締役社長 寶角正明
(コード番号:5923 東証第1部)
問合せ先 常務取締役執行役員 梶 義明
管理本部長
(TEL: 06-6649-5100)

当社株式の市場第二部への指定替え猶予期間(株主数)解除 に関するお知らせ

当社株式につきまして、平成29年7月10日付にて株式会社東京証券取引所より市場第二部への指定替え猶予期間(株主数)入りした旨の発表がされておりましたが、本日付で解除となったことが発表されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指定替え猶予期間解除の理由

当社単元株式保有株主数が、事業年度末である平成29年3月末日時点において、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第311条第1項第1号に定める株主数(事業年度の末日において2,000人)を満たさなかったことから、有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号aの規定に基づき、「審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間内において株主数が2,000人以上とならないときは市場第二部銘柄への指定替えとなる」猶予期間入りとなっておりましたが、本日(3月13日)に当社株式40,000株の立会外分売を、申込株数100株を上限とする数量制限付分売にて実施し、全株式が約定したことから、同施行規則第311条第1項第1号f(b)に基づき、本日付で猶予期間解除となりました。

2. 指定替え猶予期間解除日

平成30年3月13日

3. 今後の対応

今後ともIR活動を含め、株主数増加に向けた施策の実施に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上